

無線従事者資格の取得のための試験・講習等の安定的実施

(総務省総合通信基盤局電波部電波政策課)

1. 事務・事業の概要

無線従事者資格は、総務大臣（指定試験機関）が実施する無線従事者国家試験に合格する、総務大臣の認定を受けた無線従事者養成課程を修了する等により、取得することができる。

主任無線従事者として届出されている者は、総務大臣（指定講習機関）が実施する講習を定期的に受けなければならない。

2. 指定、登録等の基準

<主任無線従事者講習>

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（指定講習機関の指定）

第三十九条の二 総務大臣は、その指定する者（以下「指定講習機関」という。）に、前条第七項の講習（以下単に「講習」という。）を行わせることができる。

2 指定講習機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行う。

3 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。

4 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の講習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。

三 講習の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

5 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、第二号に該当する者があること。

<無線従事者国家試験>

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（指定試験機関の指定）

第四十六条 総務大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、無線従事者国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに一を限り、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。
- 4 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
 - 三 第四十七条の五において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第四十七条の二第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益財団法人 日本無線協会	2010005004209	○平成 2年5月 18日に 指定講 習機関 に指定 ○昭和 56年12 月18日 に指定 試験機 関に指 定	〒104-0053 東京都中央区晴海3 -3-3 電話：03-3533-5686	○主任無線従事者講習 ・指定の理由：指定講習機 関の指定基準に適合するた め ○無線従事者国家試験 ・指定の理由：指定試験機 関の指定基準に適合するた め

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠																																																
○主任無線従事者講習手数料： 21,500円	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)第12条																																																
○無線従事者国家試験手数料：	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)第13条																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国家試験</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一級総合無線通信士</td><td style="text-align: right;">21,200円</td></tr> <tr><td>第二級総合無線通信士</td><td style="text-align: right;">18,800円</td></tr> <tr><td>第三級総合無線通信士</td><td style="text-align: right;">13,600円</td></tr> <tr><td>第一級海上無線通信士</td><td style="text-align: right;">17,400円</td></tr> <tr><td>第二級海上無線通信士</td><td style="text-align: right;">15,300円</td></tr> <tr><td>第三級海上無線通信士</td><td style="text-align: right;">9,600円</td></tr> <tr><td>第四級海上無線通信士</td><td style="text-align: right;">7,400円</td></tr> <tr><td>第一級海上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">7,500円</td></tr> <tr><td>第二級海上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">5,600円</td></tr> <tr><td>第三級海上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">5,600円</td></tr> <tr><td>レーダー級海上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">5,600円</td></tr> <tr><td>航空無線通信士</td><td style="text-align: right;">9,300円</td></tr> <tr><td>航空特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">6,400円</td></tr> <tr><td>第一級陸上無線技術士</td><td style="text-align: right;">16,500円</td></tr> <tr><td>第二級陸上無線技術士</td><td style="text-align: right;">13,700円</td></tr> <tr><td>第一級陸上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">6,300円</td></tr> <tr><td>第二級陸上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">5,600円</td></tr> <tr><td>第三級陸上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">5,600円</td></tr> <tr><td>国内電信級陸上特殊無線技士</td><td style="text-align: right;">5,500円</td></tr> <tr><td>第一級アマチュア無線技士</td><td style="text-align: right;">9,600円</td></tr> <tr><td>第二級アマチュア無線技士</td><td style="text-align: right;">7,800円</td></tr> <tr><td>第三級アマチュア無線技士</td><td style="text-align: right;">5,400円</td></tr> <tr><td>第四級アマチュア無線技士</td><td style="text-align: right;">5,100円</td></tr> </tbody> </table>	国家試験	手数料	第一級総合無線通信士	21,200円	第二級総合無線通信士	18,800円	第三級総合無線通信士	13,600円	第一級海上無線通信士	17,400円	第二級海上無線通信士	15,300円	第三級海上無線通信士	9,600円	第四級海上無線通信士	7,400円	第一級海上特殊無線技士	7,500円	第二級海上特殊無線技士	5,600円	第三級海上特殊無線技士	5,600円	レーダー級海上特殊無線技士	5,600円	航空無線通信士	9,300円	航空特殊無線技士	6,400円	第一級陸上無線技術士	16,500円	第二級陸上無線技術士	13,700円	第一級陸上特殊無線技士	6,300円	第二級陸上特殊無線技士	5,600円	第三級陸上特殊無線技士	5,600円	国内電信級陸上特殊無線技士	5,500円	第一級アマチュア無線技士	9,600円	第二級アマチュア無線技士	7,800円	第三級アマチュア無線技士	5,400円	第四級アマチュア無線技士	5,100円	
国家試験	手数料																																																
第一級総合無線通信士	21,200円																																																
第二級総合無線通信士	18,800円																																																
第三級総合無線通信士	13,600円																																																
第一級海上無線通信士	17,400円																																																
第二級海上無線通信士	15,300円																																																
第三級海上無線通信士	9,600円																																																
第四級海上無線通信士	7,400円																																																
第一級海上特殊無線技士	7,500円																																																
第二級海上特殊無線技士	5,600円																																																
第三級海上特殊無線技士	5,600円																																																
レーダー級海上特殊無線技士	5,600円																																																
航空無線通信士	9,300円																																																
航空特殊無線技士	6,400円																																																
第一級陸上無線技術士	16,500円																																																
第二級陸上無線技術士	13,700円																																																
第一級陸上特殊無線技士	6,300円																																																
第二級陸上特殊無線技士	5,600円																																																
第三級陸上特殊無線技士	5,600円																																																
国内電信級陸上特殊無線技士	5,500円																																																
第一級アマチュア無線技士	9,600円																																																
第二級アマチュア無線技士	7,800円																																																
第三級アマチュア無線技士	5,400円																																																
第四級アマチュア無線技士	5,100円																																																

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(令和7年9月1日現在)

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき見直しを行った結果、特段の改善を要するものではありません。